



おんでんがわが 隠殿岡の石造物

3月1日、市の市指定文化財に「門野家資料」稲垣家文書「隠殿岡の石造物」「九鬼嘉隆像」「短刀 銘信國（伝九鬼嘉隆自刃の短刀）」「今浦の大ケヤキ」の6件が新たに指定されました。

来月号からシリーズで各文化財を紹介いたします。

新たに市指定文化財が加わりました！



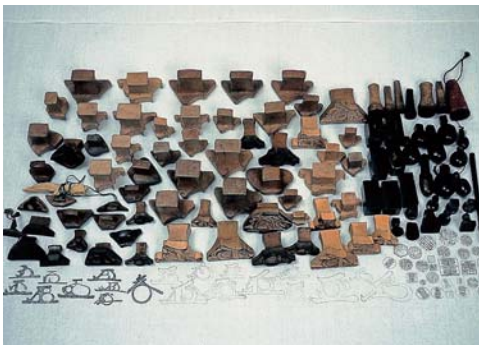
稲垣長茂像(稲垣家文書)



今浦の大ケヤキ



九鬼嘉隆像



花押の形と印鑑(稲垣家文書)



短刀 銘信國



門野家資料

鳥羽のお宝
再発見!

vol.35

教育委員会生涯学習課
☎ 25 1 2 6 8

●頼みもしない商品を送りつける行為は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しなければ契約は成立しないため、代金の支払い義務はありません。しかし、商品の所有権は業者にあるため、自由に処分するわけにはいかず、消費者に負担をかけることとなります。

●そこで、特定商取引法では、送りつけられた商品につき14日間（商品の引取りを業者に申し出た場合は7日間）を過ぎれば、業者は、商品の返還

注文していない商品が届き、請求書が同封されていた。支払わなければならないのか？

「アドバイス」

●注文もしていないのに、勝手に商品を送りつけて代金を請求する商法を、「送りつけ商法」または「ネガティブオプシオン」と言います。

●頼みもしない商品を送りつける行為は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しなければ契約は成立しないため、代金の支払い義務はありません。しかし、商品の所有権は業者にあるため、自由に処分するわけにはいかず、消費者に負担をかけることとなります。

相談事例

消費者トラブルにご用心! vol.3

消費生活相談

開催日時：月・水・金
午前9時～午後4時

場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎ 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎ 1241

を請求できないとされています。したがって、この期間が過ぎた場合、消費者は不要であれば処分しても問題ありません（事業者が事業で使用する商品を受け取った場合は、この規定は適用されません）。

●上記相談のほか、商品が代金引換で送られてきて、家族がその場で支払ってしまったというケースがあります。いったんお金を支払ってしまったと、取引成立とみなされてしまいます。本人が本場に注文したかどうか確かめてから受け取るようにしましょう。

【地域で高齢者を見守りましょう】

高齢者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。いったん契約すると、次々と販売、契約させられて被害が拡大してしまいうケースもあります。

そんなとき、地域のみなさんの見守りが、高齢者の暮らしの安全を守ります。不審な訪問者が入り込んでいる、繰り返し工事しているなどの様子が見える時は、すぐに本人と話をし、疑わしいときは、消費生活相談室まで連絡をお願いします。